

議案第67号

曹源寺地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更及び廃止について

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による認証の日から、次のとおり字の区域を変更及び廃止することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成18年 6月 9日

三朝町長 吉田 秀光

平成18年6月16日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成18年 1月 1日現在の地番による。)
大字曹源寺字河原	大字曹源寺字河原のうち165の10、165の27以外の区域 大字曹源寺字中嶋215、216及びこれらと一体をなす国有地 大字曹源寺字向河原223の2、224の3及びこれらと一体をなす国有地
大字曹源寺字中嶋	大字曹源寺字中嶋のうち215、216及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字曹源寺字向河原	大字曹源寺字河原165の10、165の27 大字曹源寺字向河原のうち223の2、224の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字曹源寺字前河原	大字曹源寺字前河原の全域 大字曹源寺字地山260の2及びこれと一体をなす国有地並びに250の1、250の2、255、256、259の1、259の2、260の1と一体をなす国有地の一部 大字曹源寺字下前田330の2、331の2及びこれらと一体をなす国有地並びに329の2、330の1、332の6、333の3、333の4、334の1、334の2、335の1と一体をなす国有地の一部
大字曹源寺字地山	大字曹源寺字地山のうち260の2、275の2、276の2、282の2、289の2、291の1、291の2、292の2から292の4まで、293の2、295の2及びこれらと一体をなす国有地並びに250の1、250の2、255、256、259の1、259の2、260の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字曹源寺字下前田308、309、311の1、313の2、314、315の2、316の1、316の3、316の4、330の1、330の3と一体をなす国有地の一部

大字曹源寺字下前田	大字曹源寺字地山282の2、292の4、293の2、295の2及びこれらと一体をなす国有地 大字曹源寺字下前田のうち330の2、331の2及びこれらと一体をなす国有地並びに308、309、311の1、313の2、314、315の2、316の1、316の3、316の4、329の2、330の1、330の3、332の6、333の3、333の4、334の1、334の2、335の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字曹源寺字屋敷406の3及びこれと一体をなす国有地並びに406の2、408と一体をなす国有地の一部
大字曹源寺字下屋敷通	大字曹源寺字下屋敷通のうち380の2以外の区域 大字曹源寺字屋敷440から443まで、447、448と一体をなす国有地の一部
大字曹源寺字屋敷	大字曹源寺字地山275の2、276の2、289の2、291の1、291の2、292の2、292の3及びこれらと一体をなす国有地 大字曹源寺字屋敷のうち406の3及びこれと一体をなす国有地並びに406の2、408、440から443まで、447、448と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字曹源寺字寺境内	大字曹源寺字下屋敷通380の2 大字曹源寺字寺境内の全域
大字曹源寺字古宮	大字曹源寺字藤舞田の全域 大字曹源寺字古宮の全域

廃止する字の名称	大字曹源寺字藤舞田
----------	-----------